

令和2年度 第1回 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会  
議事録

日時：令和2年7月22日（水）

午後1時30分から午後3時15分まで

会場：宮城県行政庁舎10階 1001会議室

出席者

1 委員

豊田正利委員，大泉力也委員，黒田文委員，土井孝博委員，田切富之委員，  
中鉢義徳委員，千葉由美委員，櫻井理委員，熊谷祐二郎委員

※ 10人中9人出席

2 事務局

〔社会福祉課〕石田課長，山内社会福祉指導監査専門監，  
団体指導班 熊谷課長補佐（班長），石垣主査（副班長），  
及川主事，三浦主事

※ 議事録中の課室名略称：「社福」

〔子育て社会推進室〕保育支援班 小野技術主査

〔障害福祉課〕運営指導班 菅谷主事

会議の内容

1 開会

【司会：山内社会福祉指導監査専門監】

- ・ 司会から，半数以上の出席を要する福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例第4条第2項の規定により，会議が有効に成立している旨報告。また，宮城県情報公開条例に基づき，公開により進める会議である旨説明。

2 あいさつ

【石田課長】

令和2年度第1回宮城県福祉サービス第三者評価推進委員会の開会に当たり，一言挨拶申し上げたい。本日は忙しい中，本委員会に出席いただき感謝している。また各委員には，日頃，本県の社会福祉の推進に御指導，御協力いただいております。この場を借りて，厚くお礼申し上げたい。

また、今回、任期満了に伴う委員の改選ということで、皆様方に委員の就任をお願い申し上げたところ、快くお引き受けいただき、厚くお礼を申し上げます。

この第三者評価については、御承知の通り、事業者の方々が、運営上の課題や問題点を福祉サービスの向上につなげていくとともに、評価結果を公表して、利用者の方々が適切なサービスを選択する際の参考にしていただくという趣旨で実施しており、大変重要なものであるということで認識をしているところである。

新型コロナウイルスの影響について、全国的な本制度の推進組織である全国社会福祉協議会からは、4月に訪問調査の自粛の要請があったが、緊急事態宣言解除後は、適切な感染防止策を講じた上で実施が可能となっているところである。

現状では、なかなか評価を本格的に推進しできる状況ではないが、評価基準の必要な見直しや、評価者の研修、或いは制度の普及啓発については、着実に進めていかなければならないと認識しているところである。

委員の皆様のお意見をいただきながら、福祉サービスの質の向上に向けて、この制度の適切な運営を図って参りたいと思っているので、御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

**【司会：山内社会福祉指導監査専門監】**

・令和2年6月6日付け委員就任後、初の委員会開催となることから、司会から各委員を紹介。

### 3 議事

#### (1) 委員長の指名について（仮議長：社会福祉課長）

##### ① 委員長選出

・委員会条例第3条において「委員長は委員の互選によって定める」とされている。熊谷委員から豊田委員を委員長に推薦する旨の発言があり、全委員が承認。豊田委員も就任を了承。

##### ② 委員長あいさつ

###### **【豊田委員長】**

委員長という大役を仰せつかった。振り返れば、2000年（平成12年）に、社会福祉基礎構造改革が断行された。当時私どもは大変ショックを受けた。この改革は、大きな方向転換であり、規制緩和によって、一部の行政や社会福祉法人のみならず、営利を追求する民間企業までが、福祉サービスの提供が認められるという大変な改革であった。一方で、それを皮切りに利用者の方々の権利を擁護する仕組みが立てられたが、1つが、民法の改正における成年後見制度の創設である。

実は山形県でも、制度推進のための委員会の委員長を仰せつかっているが、まだまだ普及はしていない。あれから20年経つが、まだまだ道半ばという状況である。

そして、本日御臨席されている委員の皆様の中にも、関わっている人が多数いらっしゃる福祉施設に設けられる苦情解決の仕組みが、まさにこれから委員の皆さんに議論をしていただく福祉サービスの第三者評価事業である。

年に数回の限られた回数の委員会である。こうして、様々な委員の皆様に集まっただけに、忌憚のない、様々な御意見、御指摘を受けながら実りのある委員会にして参りたいと思っている。

不慣れな司会進行役を努めさせていただくことになるが、御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### (2) 委員長代理の指名について

- ・委員会条例第3条第3項の規定により、豊田委員長が大泉委員を委員長代理に指名し、大泉委員もこれを了承。

#### (3) 第三者評価機関認証部会に属する委員の指名について

- ・委員会条例第6条第1項及び第2項並びに委員会運営規程第4条及び第5条の規定により、委員長が7名の認証部会委員を指名し、各委員もこれを了承。
- ・部会委員：豊田委員、大泉委員、黒田委員、千葉委員、櫻井委員、岡部委員、熊谷委員

#### (4) 令和元年度事業実績について

##### 【事務局・社福】

〔事務局から、資料1～資料3により、令和元年度事業実績について説明〕

##### 【豊田委員長】

資料1から3までの説明について、委員の皆様から質問をお受けしたいと思う。特に、新任の皆様にとっては初めての委員会となる。率直な御意見・御質問をお寄せ頂ければ幸いである。どなたか口火を切ってくださる方はいらっしゃるか。

##### 【土井委員】

結果を聞き、どういった影響があったのか少し気になる点では、やはりアンケート結果の中で受審全体の満足度ということで、平成31年までは順調にどちらかというと「満足」や、「今後とも受審したい」という意見が多かったと思うが、令和2年は「どちらかというと満足」が減ったということ、今後の受審希望でも「ぜひ受審したい」が若干減った点で、何らかの原因・影響があったのかどうか。また、(3)にあるように、いわゆる「苦労した点」

や改善を望む点等の影響なのか。その辺の分析はどうか。

**【事務局・社福】**

ただいまの御質問について、前回（平成30年度）と対象の施設がそもそも違うというところがある。今回は、前回調査から1年間の中で受審を終えた期間ということで対象になっているが、前は、平成28年に実施した後、3年間期間を置いて実施したというところでアンケートの対象施設数が異なっている。前回については、アンケートの対象施設が57に対して今回は15施設と下がっており、その中で、実際に回答があった施設は、前は57に対して29施設、今回は、15に対して13施設となっている。回答のあった施設のうち、前回と今回の回答があった施設は3施設しかなかったというところで、ほとんどが初めて受審したところであった。

明確な要因を分析するのは難しいが、回答のあった施設について、再受審をしている施設なのかどうかを調べたところ、前回、29施設回答があったが、そのうち再受審している施設が21というところであり、今回は13回答あった施設のうち5施設が再受審をしている。この点で、割合的に大きな違いがあると捉えており、前回は比べて再受審している施設の割合が低くなったというところである。

憶測にはなってしまうが、前はそういった意味で再受審施設の意見が多く反映されている一方で、今回は再受審施設の回答の割合が少なかったというところで、何かしらアンケート結果に反映されたのではないかと考えている。

また、アンケート結果の中ではその意見や感想で、「苦労した点」として受審にあたっての事務的・人的負担が大きいという感想を多くいただいており、例えば「受審したくない」という回答が今回あったが、やはりそういった受審に係る施設としての負担が大きいところが回答に表れていると思った。

**【豊田委員長】**

他にどなたか御質問等はないか。

**【千葉委員】**

昨年と一昨年も参加させていただいての感想だが、一番興味を持っていたのをやはり資料3のアンケート調査の結果、「苦労した点」に対してとても共感を持った。「良かった点」としては、「客観的に自分たちではいろんな形で気づかない部分がわかってきた」とか、「施設内の職員たちの連携がとても取れて仲良くなった」とか、いろんなことがあったが、「苦労した点」で、私が一番興味を持ったのはどんなメリットがあるのだろうかという点である。

金銭的な問題は、今後の検討課題だと思うが、その時に記憶では確か、ピンク系の淡いトーンのポスターを作って貼られたような記憶があるが、間違っていたらどうか。質問は、

そのポスターを貼られて、施設の皆さんの御感想はあったのか。

それから、ポスターはこれからも作成するのだろうか。

**【事務局・社福】**

(受審済ポスターを掲げながら) こちらのポスターは、受審施設に対して毎回送付し、活用させていただいていた。施設を利用される方々からの反応や、どのような具体的な感想があるのかは、我々の方から直接伺ってはいなかった。申し訳ない。

**【豊田委員長】**

櫻井委員から。

**【櫻井委員】**

今回初めてこの会議に参加させていただくにあたり、自分で過去の議事録に目を通し、情報収集をさせていただいた。まず、事務作業の負担軽減についてだが、事業者サイドの立場に立った具体的な検討はされているのか。もう一点は、過去3年の受審データを見たが、障害福祉系サービスの受審率がものすごく低くなっていた。公的制度の福祉サービスを日々利用している者として、大変憂慮するところ。この状況をどう分析されているのか。

**【豊田委員長】**

今2つの御質問あったと思うが、お答えいただいてよろしいか。

**【事務局・社福】**

まず、1点目の事務負担の軽減について、現状その評価基準の項目については、国のガイドラインを元に策定しており、やはり多岐にわたっているというところではあるかと思うが、具体的な負担の軽減というところについては、申し訳ないが今ところ検討はまだしていないというところである。また、障害福祉系の受審率自体が少ないというところについても、やはり具体的なその分析は、まだしていない。

**【豊田委員長】**

それではよろしいか。

**【櫻井委員】**

事務負担の軽減の件だが、必要不可欠だと思う。施設通所や居宅介護を利用しているが、どの事業所も人が足りず、慢性的な人手不足である。情報収集を試みたが、今はどの法人もウェブサイトがあると思うが、事業所のホームページに第三者評価に必要な情報が載っていると思う。AI等が発達しているので、それらを利用した情報解析や負担軽減に繋がるシステム開発を行うなどして新たな事務負担軽減策を考えていただきたい。

障害福祉サービスの受審事業所が少ない件だが、受審費用がかかるのも影響しているのと思う。ネットで見ると30万円～60万円程度かかるという。東京都は60万円を補助

している。財政規模が自治体によって違うと思うが、県や国の方で受審費用の補助は考えているのか。

**【豊田委員長】**

様々な指摘を頂いたが、事務局から何かあるか。

**【事務局・社福】**

受審件数が伸びないというところでは、社会的養護施設を除いて受審は任意であるというところと、実施にあたって今おっしゃられた通り費用負担が生じるという点と、先ほどもアンケート結果にあったが、評価によって、資料準備や取りまとめ等の事務負担があるという点である。その中で制度の普及や定着には、事業者及び利用者における制度の理解と重要性の認識が不可欠というところがあり、国においても広域的な啓発や事業者に対する効果的な受審誘導策の導入など、積極的に行っていただき、県としても要望等を行っているところであり今後とも推進していければと思っている。

**【豊田委員長】**

櫻井委員からの御指摘があったが、資料2の状況を見ると、これは全国の受審状況に比べて、かなり宮城県は低い数値になっている。これに限らず、東北6県、若干の誤差はあるがどちらかという低い方で、特に障害者関係の分野においては、やはりこの制度の効力が十分に発揮されていないことの証明にもなるようなデータになっている気がする。そういう意味では今回のアンケート結果、「どちらとも言えない」、「どちらかといえば不満」ということが3割であるという重みを、改めて委員の皆様と共有し合いたい。

いくつか先ほど委員からも課題が出され、千葉委員からも出された。やはり費用負担や事務に関する負担の軽減を図り、受審することのメリット、これも目に見えるような、可視化されるような対応をしていかないと、大変な労力とお金をかけて、受審しても何のメリットもなかったということになっては、再受審されなくなってしまう。

これはその場で結論を出すのではなく、この制度にまつわる継続的な審議になるのではと思っている。

また何かあれば、最後の方で改めて御質問等をお受けすることにし、議事の(5)に移らせていただく。

**(5) 令和2年度事業実施について**

**【豊田委員長】**

事業計画について、事務局に報告をお願いします。

〔事務局から、資料4により、令和2年度事業実施について説明。また、資料5により、福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等に伴い、第三者評価基準の見直しに取

り組む方針である旨説明。]

資料4と5に基づき、ご説明いただいた。まず、評価基準改正に関して、スケジュールについて事務局から報告をいただいたが、まずは今後、各委員の皆様からは、メール等の形で御意見をいただくということになるのか。

**【事務局・社福】**

その通りである。

**【豊田委員長】**

11月までに、事務局で取りまとめるということになるのか。

**【事務局・社福】**

その通りである。

**【豊田委員長】**

ということは、まずは、委員の皆様には御苦勞をかけるが、まずは資料を熟読していただく。その後、それぞれの立場からの何か御意見等があれば、事務局に御意見を述べるというものか。

**【事務局・社福】**

御意見は、まず県の方から、県の見直し案を11月より前になると思うが、もう1度お送りするので、それを御覧になった上で、頂戴できればと思っている。

**【豊田委員長】**

細かな文言や字句が、かなり膨大な量になっている。

ここまでのところで、今後のこのスケジュールも含めて委員の皆様から何か御質問等があればお出しいただきたいと思う。

**【中鉢委員】**

せっかく初めて参加した会であるため、事業者として、過去にこの第三者評価を受審した感想も含めてお話したいと思う。

私のいる保育所は平成23年、震災のあった3月末まで、公立保育所（市の保育所）であった。

4月1日から民営化ということで、そのまま2年ほど業務委託を受けてやっており、平成23年4月1日より、社会福祉法人が経営された。今まで40年近く、市の公立保育所でやってきた体制で、私もそれまで民間企業にいたため、全く別な業種に行ったが、同じようなことを、改善改革ということでやってきたため、この保育所の良い面は、いわゆる人的な要素の対応が多いと思い、まずこの第三者評価を受けるということで平成23年度に受審した。職員には、何年ものベテランから、新任職員にまで一切余計なこと言わず、評価委員さんのアンケートに対して、相談をするなど、独自に自分で考えてアンケートを提出しなさい

と。当然その法人の理念や目標等を知らない1年目の保育士にもそれはそれで構わないと思  
い、約半年ぐらいかけて審査を受け、その結果報告、これは素直に受けていくと、やはり、  
保育所の保育の質の向上ということで、何を保護者が求めているのか、何が地域で求めて  
いるのか全て目に見えてくるような、第三者評価の先生方の御意見であった。当然、監査  
でもあるため認可保育所であるためそれを積み重ねていき、市からは、あと3年後はどうな  
のか、それで、平成27年度も受審した。この時点で評価基準が変わり前回よりも複雑になっ  
たが、これも実際のレクチャーを与えず、保育士の思ったまま回答した。アンケートには  
保護者の皆様にもそのまま答えてくださいと、現場を見学していただいた。それはまた、  
保育所だけではなく先生方の質の改善にも繋がっていく大きなメリットである。費用は30  
万円ほどだが、それには代えられない大きなものを得ることが出来たと思う。

私は宮城県の保育所（私立含めて）が380か所ほど入っている保育協議会の会長を務めて  
おり、事あるごとに第三者評価を受けなさいということを進めているが、ベテランの先生  
になればなるほど、なかなか受けようとはしない。

本当は去年受審しようと思ったが保育協議会の会長職が忙しく受けられなかった。今日  
ここに来る前に、所長補佐と主任に、今年度は無理でも来年は受けるぞと宣言した。

今、待機児童といわれているが、仙台市周辺は今、クラスが余っている。特に北海道や  
青森・秋田の保育所が余ってきている。社会福祉法人の経営者協議会とも話しているが、  
社会福祉の統合・吸収合併が増えてくる。そういう意味で、この第三者評価を受けること  
は、保育所・認定こども園の質の向上のためにも必要だと思っている。そういう意味でこ  
れからは、保護者が施設を選ぶ時代になってくる。もちろん高齢者施設や介護施設等は、  
ずっと需要があると思うが、子どもはだんだん減ってくる。当然、大学の経営も大変にな  
り、塾も大変になってくる。子どもが少なくなってきたから。そういう意味で、第三  
者評価を、やはりこれを第一に、受審をこれからも推し進めていきたいと思っている。

#### 【豊田委員長】

中鉢委員からの、これは力強いエールだったと思う。事務局の皆さんも勇気付けられた  
のではないだろうか。こういう声をもっと表に出していきたい。まだ受審をしていない法  
人の方々にも、今の中鉢委員の声を是非まずは生かして頂きたい。

田切委員はいかがか。

#### 【田切委員】

これはどうなのだろうというところを聞かせていただきたい。資料2の方に、社会的養護  
施設ということで、受審義務対象施設ということで、児童の方は義務になっている。障害・  
高齢の方が義務にはなっていない。第三者評価は全体的に伸びないという形だが、第三者  
評価はどちらの方に向いていくのだろうか。片方義務で、片方は義務じゃないという形だ

が、一体どういった方向に向いていくのかというところである。受審義務対象施設の平成29年・30年・令和元年を見ると、29年は、36.8%、30年度が9.1%、令和元年が17.4%というような形で、受審率が全然違う。義務はどのような形で義務にしているのかということで、パーセントは大体同じであっても良いのではないかという状況だと思う。その辺で、義務である・義務ではないというものがどんな方向に向いているのか、お聞かせいただきたい。

**【豊田委員長】**

今の田切議員様からの御質問は、資料4に限らない全体的な御質問である。事務局の方から如何か。

**【事務局・社福】**

社会的養護施設がまず義務になっている点については、利用者の方で施設を自由に選べないという点と、外部からの目が入らないことによるサービスの低下を招かないようにするという理由に基づいて、義務化された経緯がある。受審率のばらつきについては確認させていただきたい。

**【豊田委員長】**

今の田切委員からの御意見と御質問は、どちらかというとなら事務局で答えていただくより、本質的な事業のポイントについて、委員皆様からの意見を出していただき、これからも継続的に審議していくものになるかと思う。事務局から何かあるか。

**【事務局・社福】**

社会的養護施設を受審事業所数のばらつきの件だが、社会的養護施設は3年に1度の受審が義務づけられている。平成29年度の7施設が、その3年前の平成26年に受けた施設であり、ちょうど3年のサイクルが平成29年度にきたということである。平成30年度の2施設も3年前の平成27年度に受けた施設にサイクルが巡ってきて、平成30年度で2施設受審した。令和元年度の4施設も、3年前の平成28年度に受けた施設のサイクルが回り受審した。

**【田切委員】**

義務対象施設が、何施設あるのか。3年に1回だと、この3年間で100%にならなくてはいけないと思うのだが、100%にならない。

**【事務局・社福】**

義務対象施設は14施設である。

お示ししている中で、分かりにくい数字がある部分について、もう一度再確認させていただき、追って資料を再提出させていただきたくので、よろしくお願ひしたいと思う。

**【豊田委員長】**

資料2の受審事業所数は社会的養護施設全体で、令和元年度は4箇所があった。その受審義務対象施設内訳は、児童養護施設から母子生活支援施設までのトータルで、4つの事業所なのだが、その内訳の数字が出ていない。ここで疑問に思ったが、いずれ事務局から報告があったので、改めてこちらの数値をしっかりと精査していただき、各委員の皆様にお配りいただければと思う。田切委員、貴重な御質問ありがとうございました。

全体的に何か委員の皆さんからあるか。

**【黒田委員】**

第三者評価委員会の県レベルというのは、私は初めてであり、前任の県では、例えば権利擁護で、第三者評価の県レベルではない政策は、多分受けていたりすると思うので、県でこの評価を受けなくても、仙台市、もしくは宮城県の場合、他に何か評価機関があるのかというのが1点。あとは、もし他の県と比べて宮城県の第三者評価受審状況が非常に低い場合、受審率が高い県があったとしたら、質問項目が同じであれば一度参考に見ても良いと思った。というのは私自身、もし質問項目が基本方針のところ45項目、同じレベルで聞かれたら、答えにくいと思ったからである。ただ、例えば、法人向けの質問・職員向けの質問・保護者向けの質問・利用者向け質問等、見出しが同じ項目でも分けられていると、すごく分かりやすくなると思う。同じ項目によって並びや構成で答えやすさが変わってくるのではないか。国レベルで決まっているのであれば、内容の入れ替えや操作ができないと思うが、ただ答える側から見た答えやすい構成は、別の側面であるのではないかと思ったので、県で見直し案を送付した後に私たちが目を通すのであれば、事前にお伝えをしようと思い挙手した。

あとはやはり、受審することのメリットを重視する必要があると思う。例えば受審施設一覧をホームページに掲載していても、受けていない施設の一覧は掲載していないが、ある施設が毎年受審していることを全面に出すことで、「この施設は毎年受けているんだ」というのがアピールになると思う。過去にも何回か受審していることを積み上げ式で、実績が見える形で県のホームページに出すと良いと思った。

資料3の2ページで、評価項目やその内容が分かりにくいと書かれているが、具体的にどういう点が分かりにくいと書いてあるのだろうか。それもわからないと逆に、分かりにくい内容をどう直したら良いか分からないという状態だとこれから辛いと思い、フォローアップが必要だと感じた。

また、毎年アンケートを行う方向に変えた資料1-3の受審アンケートに書いていただいたと思うが、毎年受けていただくことで、調査に慣れていただき良い方向に動いてもらえればと思うが、毎年受けることで負担のバランスが、今後どうなるのかなと気になって

いる。毎年に変更することの決断の根拠を少し説明していただけると私の方で納得すると思う。その点をお願いしてよろしいか。

**【事務局・社福】**

質問項目、アンケートの回答の中で、調査項目がわかりにくいという具体的事項については、アンケートの様式的に感想等を書いていただくが、具体的にどの部分がわかりにくいというところまでは回答の中にはなかった。改めてこちらの方で確認するっていうところまでは、アンケートの中でやっていないので、今後何らかの検討は必要だと思う。

受審施設アンケートについては、受審した施設を対象に毎年アンケートを行うという形になるので、今年の2月にアンケートをして、その後受審を終えた施設に対してまた来年の2月にアンケートを行うということで、毎年行うこととしている。あくまで受審した施設に対するアンケートである。

始めに御質問いただいた他県の基準について、先程利用者の負担軽減というお話もいただいているので、負担軽減に繋がることのできるかどうかという観点も含め、主な県の基準がどうなっているのか改めて調べさせていただきたいと思う。ホームページについては、労力をかけずに見直しできる点だと思うので、工夫できるところがあるか、さらに考えさせていただきたいと思う。

**【豊田委員長】**

黒田委員からも御指摘、御意見があったが、確かにせつかくのアンケートなので、質問項目や自由記載欄の中にざっくりとした記述をしていただき、そこで質問の内容等を精査されるように活用していけば、調査結果が詳しく得られるのではないかと感じた。

大泉議員委員から何かあるか。

**【大泉委員】**

今年、あるいはいつまで続くのか分からないが、この状況を考えると、受審率が下がることはあっても上がることはない厳しい状況なのではないかと考えているが、事業者側の負担がどうなるか分からない中で、何か今までと違う調査の方法、例えば郵送でのやり取り、インターネット等のITを使った方法等、具体的などころで今考えていることはあるのだろうか。

**【事務局・社福】**

冒頭から申し上げておりますように、この制度は県の基準を定めて進めているが、基準自体が国のガイドラインが基となっていることもあり、すぐに方向性大きく変えるということとはなかなか難しいかもしれないが、例えば今般のコロナウイルスの蔓延の関係で、そういった調査も慎重に行うようにという旨の通知が出された経緯がある。このため、全体的な時代の流れとしてはITを使ったやり方等も研究していく必要があると思うので、国の動きと合

わせながら、こちらでも何ができるのかという部分はアンテナを高くして、検討していきたいと思っているところである。

**【豊田委員長】**

ありがとうございました。最後に1点。以前、事務局にお願いしたが、今回は膨大な資料を用意していただいた。新型コロナの関係で、職員の皆様も大変だと思うが、できれば委員会の1週間ぐらい前までに、各委員の皆様に資料を郵送していただきたい。1週間の間に資料をしっかりと熟読していただいた上で委員会に臨んでいただく形にしていいただければ、議論もまた円滑になろうかと思っている。次回以降は、よろしくお願ひしたいと思う。

では、令和2年度の事業実施については、ただ今委員の皆様からいただいた御意見も踏まえ、事務局から指示のあった方針によって進めていただきたいと思う。

以上で、次第に基づいた本日の議事を終了させていただく。円滑な議事の進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは進行を事務局に戻させていただきます。

4 その他

**【司会：山内社会福祉指導監査専門監】**

・司会から、櫻井委員より情報提供として資料を配布し、補足説明を櫻井委員に求める旨伝える。

**【櫻井委員】**

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い憂慮する課題が数多くあり、私の考え、要望や現状をお伝えした上で、5月に国会の対策本部の方で要望を取り上げていただいた。厚労省より回答文書もいただいた。コロナ感染者が訪問系サービス事業者で発生した場合は事業所が2週間の休業となり、我々重度障害者の訪問系サービスが止まってしまう状況になる。そうになると、支援者が利用者の自宅に訪問できない状況になってしまい、とりわけ一人暮らしの難病患者は日常生活の維持が困難となる。その結果、命の危険にさらされるため、早急な対策をお願いしたいとのことで要望を出した。県内の事業所等から情報収集をしたが、皆、それぞれの対策状況が分からないし、具体的な要望を出している所がなかった。先ほど配布させていただいた厚労省の回答にもすべて目を通したが、抽象的な内容で具体的な対策が記載されていなかった。悪く言えば、各地域の方に対応を投げかけてしまっているようにも感じている。私の知り合いの相談支援専門員が県の障害福祉課に問い合わせたのは4月頃だったと思うが、その時点で医療的ケアが必要な難病患者の家族や支援者が感染した場合を想定した緊急レスパイト等の対応は検討していないとの話をされたようだった。先だって国会では二次補正が通った。また、本日閉会する県議会でも対応策の質疑がなされていて、間もなく予算執行が可能とな

るようだ。当事者が濃厚接触者になった時の緊急レスパイト等の対応に関しても、医療機関が率先して受け入れに手を挙げるのは正直難しい状況であると思う。それ以外にも様々な対策が必要だ。予め、県と仙台市も含め、行政が事業者を巻き込んだ協議会等のセーフティネットを構築することは出来ないかと考えていたので、情報提供させていただいた。

次の話題としては、神奈川県ホームページに、難病患者がコロナに感染した場合を想定した事項が掲載されていた。神奈川県取り組みを見たときに、是非宮城県にもやっていただきたいと思ったので、お話をさせていただいたところである。神奈川県ホームページを参考にして、同様の対応策を県と仙台市でも考えていただければと思う。

少し話は戻るが、全員出席予定で委員会の次回開催を検討していると思うが、予定している12月頃はコロナの第二波の影響で混乱している状況が考えられる。オンラインで開催する方向で最初から検討してはどうかと思っている。様々な課題や重要案件の議論も必要なはずなので、オンラインでの開催も視野に入れて欲しいと思っている。

#### 【事務局・社福】

櫻井委員からの情報提供に関して何かあるか。

#### 【熊谷委員】

一人暮らしだけではなく、例えば、介護者が濃厚接触者である場合も同様の状況に陥る可能性もあるので、このような状況を想定した準備をしなくてはいけないと検討はしている。一部この段階で言えない部分もあるが、県と話し合っ解決策づくりを進めている。我々も情報提供しながら進めていきたいと考えている。

#### 【事務局・社福】

櫻井委員、情報提供をいただきありがとうございました。他に何かありましたらお願いしたい。

#### 【櫻井委員】

一点だけよろしいか。今回の第三者委員会の目的で、「利用者への情報提供」という項目があったと思うが、今回前もって県のホームページでこれまでの第三者評価データを見てきた。ざっと眺めてみたが、私は利用者としての年数が長いのでだいたいは読み取ることが出来たが、初めて利用する側にとっては非常に分かりにくいと思う。東京都のホームページを見せて頂いたが、レーダーチャートのデータもあり、大変分かりやすい表示をされていた。県のホームページはぱっと見て良さが分かりにくい状況だったため、予算の都合もあるとは思いますが、利用者が見やすい環境を整えていかないと、事業所の特徴が分かりづらい状況であると思ったので、大胆な見直しを求めたいと思う。

#### 【事務局・社福】

事務局に対する御意見だったと思うので、我々としても東京都のホームページの方を勉強

させていただきたいと思う。

他にあるか。

それでは最後に、次回の委員会の開催時期だが、先程事業計画でご案内したように、今のところ12月頃で検討を進めている。

近づいたら、改めてお知らせをすることになるかと思うので、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

それでは、以上で本日の委員会を終了させていただく。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。